

第9期秋田県ハタハタ資源管理計画

秋田県ハタハタ資源対策協議会

令和 3年10月26日 制定

(目的)

第1条 資源管理及び漁業管理の円滑な推進を図ること。

(管理期間)

第2条

- (1) 令和3年漁期：令和 3年 9月 1日～令和 4年 6月30日
- (2) 令和4年漁期：令和 4年 9月 1日～令和 5年 6月30日
- (3) 令和5年漁期：令和 5年 9月 1日～令和 6年 6月30日

(管理方法)

第3条 前条の管理期間ごとに、(別表1)の漁獲努力量を定める。

(補足)

第4条 この計画に定めるものの他に、必要な事項が生じたときは、協議会で別に定める。

(附則)

この計画は、令和 3年10月26日から施行する。